

越生町介護保険事業者における事故発生時の報告に関する要領

平成 18 年 12 月 15 日
告示 第 110 号
令和 4 年 3 月 30 日改正
告示 第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）（以下「基準」という。）の規定により、介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が原則、町の介護保険被保険者を対象として介護サービスの提供中に事故が発生した場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(事業者のとるべき措置)

第 2 条 事業者は、基準に基づき発生した事故の状況等を速やかに町長へ報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(事故の対象)

第 3 条 報告の対象となる事故は、利用者又は入所（入院）者（以下「利用者等」という。）に対して発生した事故で、次のとおりとする。

- (1) 利用者等がサービス提供事業所内又はサービス提供施設内にいる間に発生した事故
- (2) 利用者等がサービス提供中（送迎時間中を含む。）に発生した事故
- (3) 利用者等が居宅介護支援又は介護予防支援を受けている間に発生した事故

(事故の範囲)

第4条 報告を行う事故の範囲は、事業者側の過失の有無を問わず、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1)骨折、縫合が必要な外傷若しくはそれ以上重篤な事故又は死亡事故が発生した場合
 - (2)食中毒、感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項、第3項、第4項及び第5項に規定するものをいう。)又は結核が発生した場合
 - (3)事業者と利用者等又は利用者等の家族等の関係者との間で、問題が生ずる可能性がある事故が発生した場合
 - (4)利用者等が傷病等により死亡した場合であって、死亡の原因に疑義がある場合、又は問題となる可能性がある場合
 - (5)職員(従事者)の法令違反その他不祥事等を原因として事故が発生した場合
 - (6)震災、風水害、火災又はこれに類する災害
 - (7)前各号に掲げるもののほか、報告が必要と認められる事故が発生した場合
- (報告)

第5条 事業者は、事故発生時、事故処理等の進捗状況に応じ、次の各号に掲げる報告を町長へ行うものとする。

- (1)事故発生後、事故発生状況等を速やかに介護保険事故報告書(様式第1号)を提出するものとする。
 - (2)事故処理が長期化する場合にあつては、途中経過等を介護保険事故処理状況報告書(様式第2号)により提出するものとする。
 - (3)問題が解決し、事態が終結した場合、そのてん末及び結果等を介護保険事故処理完了報告書(様式第3号)により提出するものとする。
- (町の措置)

第6条 事故の報告を受けた町長は、その状況を把握するとともに、当該事故の発生した事業者の対応状況に応じて保険者として次の各号に掲げる必要な措置を行うものとする。

- (1)事業者が行った事故処理並びに利用者等及びその家族に対する連絡及び説明に関する指導

(2)発生した事故が、埼玉県又は埼玉県国民健康保険団体連合会等において対処することが必要と判断した場合は、埼玉県又は埼玉県国民健康保険団体連合会等への通告、報告及び連絡調整

(事故対策)

第7条 事業者は、発生した事故に適切に対処するため、次の各号に掲げる措置を行うよう努めなければならない。

(1)事故発生時に適切に対応を行うための事故対応マニュアルの整備及び職員(従事者)への周知

(2)発生した事故に対する原因の解明及び再発防止対策

(3)前2号に掲げるもののほか、事故の発生を防止するための措置

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。